三重県新規就農者育成総合対策(就農準備資金)補助金交付要綱

制定 令和4年6月7日付け農林水第11-177号 三重県農林水産部長通知

第1条 趣旨

三重県知事(以下「知事」という。)は、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき、就農に向けて、県が認める研修機関等(三重県農業大学校等、先進農家又は先進農業法人(以下「先進農家等」という。))において研修を受ける者のうち、実施要綱に定める要件を満たす交付対象者で、知事から研修計画(別紙様式第1号)の承認を受けた者に対し、補助金を交付することとし、その交付に関しては、三重県補助金等交付規則(昭和37年、三重県規則第34号。以下「規則」という。)及び農林水産部関係補助金等交付要綱(平成24年3月30日付け、三重県告示第249号)、三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2条 補助対象経費及び補助率

補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補 助 率
新規就農者育成総合対策 (就農準備資金)	定額
(以下「補助金」という。)(実施要綱に基づ	交付期間1月につき1人あたり 12.5 万
き、就農に向けて研修機関等において研修	円(1年につき最大 150 万円) とする。ま
を受ける者に対する補助金。)	た、交付期間は最長2年間とする。
	なお、令和3年4月以降に研修を開始する
	者であって、実施要綱別記2第5の1の(1)
	のイの(エ)の海外研修を行う者について
	は、交付期間を最長3年間とする。

第3条 補助金の交付申請

補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(別紙様式第3号)を別に 定める期日までに、知事に提出しなければならない。

第4条 補助金の交付決定

規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、予算の範囲内において行うものとする。

第5条 補助金の交付の条件

補助金等の交付を受ける者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)補助金に係る法令、規則、要綱、要領等の規定に従うこと。
- (2)補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3)補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、その収入及び支出についての証拠書類を補助金の交付を受けた年度の翌会計年度から起算して 5 年間整備保管すること。
- (4) 交付対象者は、暴力団排除要綱の別表に掲げる一に該当する者であってはならない こと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

第6条 申請の取下げ

規則第 7 条に基づく申請の取り下げにかかる期日については、補助金等の交付の決定を 受けた日から起算して 15 日以内とする。

第7条 補助金の交付の中止又は休止

交付対象者が、交付の中止又は休止をしようとする場合は、実施要綱別記2第6の1の(5)又は(6)の規定に基づく中止届(別紙様式第6号)又は休止届(別紙様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

また、休止届を提出した者が研修を再開する場合は、実施要綱別記2第6の1の(6)の 規定に基づく研修再開届(別紙様式第8号)を知事に提出しなければならない。

第8条 実績報告

交付対象者は、補助金が交付されたときは、規則第 12 条の規定に基づき、その日から 30 日以内又は当該年度の 3 月 20 日までのいずれか早い日までに、実績報告書(第 6 号様式)を知事に報告しなければならない。

第9条 補助金の交付

交付対象者は、規則第15条第1項に基づき補助金を請求するときは、補助金前金払請求書(第5-2号様式)を知事に提出しなければならない。この補助金は、補助金の額の確定後、補助金前金払請求書(第5-2号様式)により交付するものとする。

第 10 条 補助金の交付の決定の取消

規則第16条の規定による補助金の交付の決定の取消しについては、交付対象者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に

違反したときは、資金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。 2 前項の規定は、資金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第12条 雑則

規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附則 この要綱は、令和4年6月7日から施行する。

研修計画

令和 年 月 日

三重県知事 あて

「申請者]

住 所:

氏 名: 電話番号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

メールアドレス:

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の(1)の規定に基づき研修計画の承認を申請します。 なお、第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。 なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還 することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又 は全部を返還することを(保証人の署名を添えて※9)誓約します。

1	農業を始めようと思った理由

就農希望地		就農予定時期 (就農予定時の年齢)	年 月 (歳)
就農形態	別に新たな部門を開始 □親の農業経営を継承。 □全体、□一部 □雇用就農 □親元就農**4 (□親の経営の全体を □親の農業経営としる 経営継承、法人の	始 _{※1} 族を含む。以下同じ。)(台 _{※2} ※3 を継承、□法人の(共同) は別に新たな部門を開始 _※ ひ(共同)経営、又は新た	の農業経営とは 経営 こな部門を開始す
	し る予定時期	年	月 ノ
経営面積※5		(人乳) 典类形组日搏	元田 /左
飼養頭羽数	a・頭・羽((合計) 農業所得目標※5	万円/年
	作目:	a	
経営内容※5	作目:	a	
***	(その他:)
※1 非農家出	出身者で独立・自営就農する者	音の場合	
※9 典宏田自	v老で朝の農業奴骨を継承計す	だに独立。自骨計典する老の	但人

- ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
- ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合
- ※4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
- ※5 就農5年後の目標を記入する(雇用就農又は親元就農の場合は記入不要)

符米	の就農	ヒンミ	(生産 犯	勿り販	元力	法など	ど記載	艾) _{※ 6}		

4	計画を達 ① 研修内:	成するための研修 _{※7} 容等								
	名称		所在地							
	専攻・ 営農部門		研修 期間	年	月	日	~	年	月	日
			研修	内容						

※7 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

(2)	交付期間	(就農準備資金)
(4)	X 1.1 2011B1	

年 月 日 ~ 年 月 日

5 その他

常勤の雇用契約の締結	締結している 締結していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例: 生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	給付等を受けている 給付等を受けていない
過去に農業次世代人材投資事業(準備型)、 就職氷河期世代の新規就農促進事業(令和元 年度補正予算、令和2年度補正予算)による 資金の交付	交付を受けたことがある 交付を受けたことがない
傷害保険の加入	加入している 4の②の交付期間の開始 日までに加入する 加入しない

前年の世帯全体の所得 _{※8}	万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えている な理由(超える場合のみ記入)	るにもかかわらず資金交付が必要
※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべ	き切実な事情の有無
【	

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び 父母が該当。「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合 計所得金額」。

6 保証人※9

 住所
 記入不要

 氏名
 記入不要

 氏名
 記入不要

※9 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、 必ず保証人を立てること。

また、研修計画の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

添付書類

別添1:先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム(研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画)を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。

別添2:履歴書

別添3:離職票の原本(離職票の提示が可能な場合)

別添4:農業研修に関する確認書(先進農家等で研修する場合。先進農家等以外の 教育機関で研修を受ける場合は不要。)

別添5:確約書(研修終了後、親元就農する予定の場合。)

別添6:傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始する までに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの (パンフレット等)を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出 すること。

別添7:前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世

帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資

金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添8:身分を証明する書類(運転免許証、パスポート等の写し)

研修実施計画

1 研修内容

年月	研修時間	内	容
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
研修時間合計			

\circ	77.F.J	7	1-1- AL
2	習得す	\sim	技術
\sim	FI 15 9	' _)	יוע אוי

.

•

•

上記の研修内容で研修を実施します。	令和	年	月	日
(研修先名称) (住所) (電話番号)				

履歴書

4	丌. 妇	1
1	氏名	辛

(ふりがな)								
住所	T000-000							
(ふりがな)								
連絡先								
(ふりがな)		生	年	月	日		性別	電話番号
氏名			年	月	日	歳	1. 男 2. 女	

2 家族構成

氏 名	続柄	生年月日	住 所

3 学歴等

	年	月	学歴・職歴(各別に記入)			
履						
歴				年	月	免許・資格

農業研修に関する確認書(例)

農地所有適格法人A(以下、甲という。)及び研修生B(以下、乙という。)とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第1条(研修期間)

研修期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。

第2条 (研修生の責務)

乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守 しなければならない。

- (1) 乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等(個人情報を含む。)について、ほかに漏洩してはならない。
- (2) 乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道徳な行為及び不法な行為をしてはならない。
- (3) 乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- (4) 乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- (5) (1) から(4) までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第3条(研修受入先の責務)

- (1) 甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- (2) 甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第4条(損害賠償)

- (1) 乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、研修における不慮の事故について、第2条(3)の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第5条(費用の負担)

- (1) 研修に要する経費 (○○○) は、甲が負担する。
- (2) 研修に要する経費 $(\triangle\triangle\triangle)$ は、乙が負担する。

第○条(研修謝金)

乙は甲に月額○万円を支払う。

第6条 (その他)

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙それぞれ各1通を保有する。

令和○年○月○日

甲 (住 所) (研修先) (氏 名) 乙 (住 所) (氏 名)

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に 限らない。

確約書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

主 住 所:

[申請者]

氏 名:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、新規就農者育成総合対策実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。 なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる(親族との共同経営者になる場合を含む。)又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始すること。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は 法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は 所在地も)	

(当該農業経営を継承する、当該法人の経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する予定の時期)

年 月

誓 約 書

私は、新規就農者育成総合対策実施要綱の規定を遵守し、独立・自営就農、雇用 就農又は親元就農するため、研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを連帯保証人の署名を添えて誓約します。

令和 年 月 日

三重県知事 あて

住 所: 「申請者 氏 名:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者に債務が発生した時は、申請者の債務を連帯して負担します。

極度額※1 (交付予定額)

※² 連帯保証人 住所

氏名

連帯保証人 住所

氏名

(連帯保証人氏名は自署すること。)

- ※1 研修計画の変更により交付額が増加する場合、極度額を増額して再提出すること。
- ※2 連帯保証人を1名若しくは2名立てること。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず 連帯保証人を2名立てること。

就農準備資金交付申請書

令和 年 月 日

三重県知事 あて

氏名

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の(3)の規定に基づき就農準備資金の交付を申請します。

交付期間		年	月	日	~			年	月	日
今回申請する資金の対象期間		年	月	目	~			年	月	日
交付申請額					C)	0		0	円
常勤の雇用契約の締結	締結	してい	る			締約	告して	いな	:V)	
生活費の確保を目的とした 国の他の事業による給付等 (例:生活保護制度、雇用 保険制度(失業手当)等)	給付	等を受	けてい	いる		給付	计等を	受け	ていな	:V)

資金の振込口座※

	1									
金融機関店舗名等		銀行 信用金庫 労働金庫農業協 信用農業協同組			店•	所		出引	長所	
店舗		2	金融機関コ							
名等		預金・貯金 の種類	普通預金・当	当座預金	口座番号					
	郵便局	記号			(当座) 番号					
П	座名義人	(ふりがな) 氏 名			·				•	

※2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入(添付)しなくてもよい。

令和 年度就農準備資金前金払請求書

令和4年	Е	l p
T 1 4 4)-	1 Ц

三重県知事 あて

住所 氏名

<u>令和</u>年月日付け三重県指令農林水<u>第11</u> 号で交付の決定がありました就農準備資金について、下記のとおり前金払請求します。

記

		<u>金</u>	円也
1	交付決定額		円
2	前金払受領済額		円
3	今回請求額		円
4	残 額		円
5	振込先	月, 大 士庄夕	

金融機関・本支店名 口 座 種 類 口 座 番 号 口座名義人(フリガナ)

令和 年度就農準備資金実績報告書

令和4年 月 日

三重県知事 あて

住所氏名

<u>令和 年 月 日</u>付け三重県指令農林水<u>第11-</u> 号で交付決定の通知がありました就農準備資金について、三重県補助金等交付規則第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 資金の入金が確認できる書類(通帳の写しなど)
- 2 直近の研修状況がわかる資料 (研修状況報告書の写しなど)

中止届

令和 年 月 日

三重県知事 あて

氏名

就農準備資金の受給を中止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の(5)の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年	月	日		
中止理由					

休止届

令和 年 月 日

三重県知事 あて

氏 名

就農準備資金の受給を休止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の(6)の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年	月	日	~	年	月	日
休止理由							
	年		月	日			
再開に向けた	年		月	日			
スケジュール	年		月	日			
	年		月	日			

添付書類

- ・母子手帳の写し (妊娠・出産により休止する場合)
- ・被災証明等被災が確認できる書類(災害により休止する場合)

研修再開届

令和 年 月 日

三重県知事 あて

氏名

就農準備資金の受給を再開しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の(6)の規定に基づき研修再開届を提出します。

休止期間	年	月	目	~	年	月	日
研修再開日	年	月	日				
研修機関等							
交付残期間	年	月	日	~	年	月	日